

改正案	現行
<p>両総土地改良施設管理条例施行規則</p> <p>(削る。)</p> <p>(管理により生ずる収入)</p> <p>第十二条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第六十三条第二項の規定に基づく県の収入については、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)に規定するもののほか、知事が別に定める。(書類の經由)</p> <p>第十三条 条例及びこの規則の規定により知事に申請する書類その他の書類は、山武農業事務所長を経由しなければならない。</p>	<p>両総土地改良施設管理条例施行規則</p> <p>(経費の分担)</p> <p>第十二条 条例第五条の規則で定める経費は、電力使用料とする。</p> <p>(管理により生ずる収入)</p> <p>第十三条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第六十三条第二項の規定に基づく県の収入については、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)に規定するもののほか、知事が別に定める。(書類の經由)</p> <p>第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に申請する書類その他の書類は、山武農業事務所長を経由しなければならない。</p>